



ダイジェスト版

* 協会けんぽの健康保険証について

オレンジ色の保険証は、使用できなくなります！

協会けんぽの健康保険証について

平成 22 年 4 月 1 日以降、従来の健康保険証は使用できなくなりますのでご注意ください。

健康保険 被保険者証 本人(被保険者) 平成22年4月1日交付 00123
記号 〇〇〇 いろは 番号 1

氏名 健保 太郎 性別 男
生年月日 昭和 42年 7月 1日
資格取得年月日 平成 22年 4月 1日
事業所所在地 〇〇市〇〇区〇〇 1-2-3
事業所名称 (株)〇〇工業
保険者所在地 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇-〇-〇
保険者番号 9999

平成22年4月1日以降使用
できなくなる健康保険証
(オレンジ色)

平成21年6月から9月に
切替えを行いました。

健康保険 被保険者証 本人(被保険者) 00123
平成20年10月14日交付
記号 11010203 番号 123456

氏名 健保 太郎 性別 男
生年月日 昭和 49年 5月 24日
資格取得年月日 平成 20年 10月 10日
事業所所在地 〇〇市〇〇区〇〇 1-2-3
事業所名称 〇〇 株式会社
保険者番号 〇1101100111
保険者名称 全国健康保険協会 〇〇支部
保険者所在地 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇-〇-〇

平成22年4月1日以降も引
き続き使用できる健康保
険証 (水色)

* 堺市生活保護受給者に「整骨院・鍼灸院・治療院」のかかり方配布

施術を受診希望のみなさまへ (重要なお知らせ)

平成 年 月 日

堺市 保健福祉総合センター

整骨院・鍼灸院・治療院で施術にかかる場合は、病院にかかる場合と同様に保健福祉総合センターにおいて申請書(傷・病・歴)を提出する必要があります。3か月以上の継続の場合も同様です。また、施術は、症状によっては受診できる場合とできない場合がありますので、詳しくはあなたの担当者に事前に必ず相談してください。


	○受けることができる場合	×受けられない施術
整復	急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫	日常生活による癒れやすさ、年齢からの痛み(五十肩・腰痛)同じ部位の治療を外科・整形外科等で同時に受ける場合、症状の改善のみられない長期間の慢性とした施術
あんま・マッサージ	筋肉痛・関節拘縮等で、医療上マッサージを必要とする症例	たんに疲労回復を目的とした施術 疾病予防のマッサージ
はり・きゅう	神経痛・リウマチ・関節炎・五十肩・腰痛症・神経脱挫 後遺症で、医師による適切な治療手段のないもの	同一の疾病について、医療機関での治療はできません。 (同意のための診断及び検査は除く)

医療費が自己負担となる場合もありますので、忘れず相談・申請を行ってください！！

*保険者変更通知

【保険証の更新】

変更日 H21 年 4 月 1 日

大阪建設国保被保険者証の更新	
(旧証) 建国12-1-00123	
↓	
 平成21年4月1日から	
(新証) 建国12-00123	
<ul style="list-style-type: none"> ● 保険証の色調 ———— ピンク ● 有効期限 平成 23 年 3 月 31 日 * 75 歳になる場合は誕生日の前日	

【保険者名変更】

変更日 H22 年 1 月 1 日

変更前	
東京都機缶健康保険組合	
変更後	
保険者名	機缶健康保険組合
保険者番号	06135172

変更日 H22 年 4 月 1 日

変更前	変更内容
千葉県石油健康保険組合 06120414	解散
変更後	
保険者名 及び番号	協会けんぽ千葉支部 01120013

変更日 H22 年 3 月 1 日

変更前	変更内容
関西アーバン銀行健康保険組合 06271472 びわこ銀行健康保険組合 06250344	合併
変更後	
保険者名 及び番号	関西アーバン健康保険組合 06271472

*高齢受給者(70才から74才)の

一部負担金割合について

厚生労働省保険局長通知により高齢受給者の一部負担金割合は、引続き

1割負担(平成23年3月31日まで)

となっていますのでご注意ください。

支給申請書(レセプト)・自賠責・

労災・その他に関する

ご質問、お問い合わせは保険部

ホットラインまで

FAX

(06) - 6459 - 0324